

保護者様

新潟県立新潟南高等学校長

新型コロナウイルス感染症に関わる出席(登校)停止について

お子さんは、学校保健安全法に定められた感染症（新型コロナウイルス感染症）及び文部科学省の通知に従い、出席停止となります。

ご家庭においては、自宅で休養されるとともに、場合によっては医師や保健所等と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。また、出席停止期間後に登校する際は、下の「出席停止報告書」に保護者の方が必要事項をご記入の上、学校へ提出してください。

〈出席停止期間の基準〉

生徒の感染が判明した場合	保健所から療養解除を指示される日まで
生徒が濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間
発熱等の風邪症状がみられる場合	症状が改善されるまで

----- き り と り -----

新潟県立新潟南高等学校長 様

新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止報告書

このことについて、以下のとおり報告します。

1 生徒氏名 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_番 \_\_\_\_\_氏名 \_\_\_\_\_

2 出席停止の取り扱いとなる事由

\*あてはまるもの全てに○を付けてください。

( ) 濃厚接触者に特定された

( ) PCR検査の結果が判明するまで自宅待機をしていた

( ) 発熱等の風邪症状がみられた

主な症状 \_\_\_\_\_

( ) その他

理由 \_\_\_\_\_

3 事由の発生した日 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

4 出席停止（自宅療養）期間 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_保護者名 \_\_\_\_\_印

・新型コロナウイルス感染症と診断された場合は「療養解除届」の提出が必要となりますので、クラス担任からご連絡いたします。

・インフルエンザや感染性胃腸炎等と診断された場合は、従来通り「感染症診断通知書」を医師に記入していただき、クラス担任へ提出してください。